

代用有価証券の掛目の変更等について

本改正に伴う変更箇所について下線赤字で示しております。

項番	現行		変更後	
	有価証券の種類	時価に乗すべき率	時価に乗すべき率(掛目)	その他変更点
1	国債証券(1 X 2)	(1) 国債(変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 9.9% b 残存期間1年超5年以内のもの 9.8% c 残存期間5年超10年以内のもの 9.7% d 残存期間10年超20年以内のもの 9.5% e 残存期間20年超30年以内のもの 9.3% f 残存期間30年超のもの 9.2% (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 9.9% b 残存期間1年超5年以内のもの 9.8% c 残存期間5年超10年以内のもの 9.6% d 残存期間10年超20年以内のもの 9.6% (3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 9.8% b 残存期間1年超5年以内のもの 9.7% c 残存期間5年超10年以内のもの 9.6% d 残存期間10年超20年以内のもの 9.4% e 残存期間20年超30年以内のもの 9.1% f 残存期間30年超のもの 8.8%	(1) 国債(変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 9.9% b 残存期間1年超5年以内のもの <u>9.9%</u> c 残存期間5年超10年以内のもの 9.7% d 残存期間10年超20年以内のもの <u>9.6%</u> e 残存期間20年超30年以内のもの <u>9.4%</u> f 残存期間30年超のもの <u>9.4%</u> (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの <u>9.8%</u> b 残存期間1年超5年以内のもの 9.8% c 残存期間5年超10年以内のもの 9.6% d 残存期間10年超20年以内のもの 9.6% (3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 9.8% b 残存期間1年超5年以内のもの <u>9.8%</u> c 残存期間5年超10年以内のもの 9.6% d 残存期間10年超20年以内のもの <u>9.5%</u> e 残存期間20年超30年以内のもの <u>9.2%</u> f 残存期間30年超のもの <u>9.0%</u>	
2	政府保証債券、金融商品取引法施行令第2条の11に定める円貨建債券(1)	(1) 残存期間1年以内のもの 9.8% (2) 残存期間1年超5年以内のもの 9.7% (3) 残存期間5年超10年以内のもの 9.6% (4) 残存期間10年超20年以内のもの 9.4% (5) 残存期間20年超30年以内のもの 9.2% (6) 残存期間30年超のもの 9.1%	(1) 残存期間1年以内のもの 9.8% (2) 残存期間1年超5年以内のもの <u>9.8%</u> (3) 残存期間5年超10年以内のもの 9.6% (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>9.5%</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの <u>9.3%</u> (6) 残存期間30年超のもの <u>9.3%</u>	
3	アメリカ合衆国財務省証券(3)	(1) 残存期間1年以内のもの 8.4% (2) 残存期間1年超5年以内のもの 8.4% (3) 残存期間5年超10年以内のもの 8.4% (4) 残存期間10年超20年以内のもの 8.4% (5) 残存期間20年超30年以内のもの 8.3% (6) 残存期間30年超のもの 8.2%	同左	

項番	現行		変更後（変更点のみ記載）		その他変更点
	有価証券の種類	時価に乗すべき率	時価に乗すべき率（掛目）		
4	地方債券（ 1 ）	(1) 残存期間 1 年以内のもの 9 8 % (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 9 7 % (3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 9 6 % (4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 9 4 % (5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 9 2 % (6) 残存期間 3 0 年超のもの 9 1 %	(1) 残存期間 1 年以内のもの 9 8 % (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの <u>9 8 %</u> (3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 9 6 % (4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの <u>9 5 %</u> (5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの <u>9 3 %</u> (6) 残存期間 3 0 年超のもの <u>9 3 %</u>		
5	特殊債券(項番 2 を除く) 社債券 (1)	(1) 残存期間 1 年以内のもの 9 7 % (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 9 6 % (3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 9 5 % (4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 9 3 % (5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 9 1 % (6) 残存期間 3 0 年超のもの 9 0 %	(1) 残存期間 1 年以内のもの 9 7 % (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの <u>9 7 %</u> (3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 9 5 % (4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの <u>9 4 %</u> (5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの <u>9 2 %</u> (6) 残存期間 3 0 年超のもの <u>9 2 %</u>	銘柄の選定に係る適格格付機関とは <u>金融商品取引法第 2 条第 3 6 項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令(平成 1 9 年内閣府令第 5 2 号)第 1 1 6 条の 3 第 2 項に規定する特定関係法人をいう。</u>	
6	円貨建外国債券(項番 2 及び 8 を除く。)(1)	(1) 残存期間 1 年以内のもの 8 2 % (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 8 1 % (3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 8 0 % (4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 7 8 % (5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 7 6 % (6) 残存期間 3 0 年超のもの 7 5 %	(1) 残存期間 1 年以内のもの 8 2 % (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの <u>8 2 %</u> (3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 8 0 % (4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの <u>7 9 %</u> (5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの <u>7 7 %</u> (6) 残存期間 3 0 年超のもの <u>7 7 %</u>		
7	公社債投資信託の受益証券 (4)	8 5 %	同左		
8	転換社債型新株予約権付社債券、交換社債券 (5)	8 0 %	同左		
9	株券、優先出資証券、投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く) 投資証券 (6)	7 0 %	同左		

- 1 日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの又は国内の金融商品取引所に上場されているものに限りませう。
 - 2 国庫短期証券を含みます。なお、物価連動国債については、従来どおり代用有価証券の対象外となります。
 - 3 アメリカ合衆国財務省証券は、取引証拠金の代用有価証券としてのみ適格となります（現行どおり）。
 - 4 投資信託協会が前日の時価を発表するものに限りませう。
 - 5 国内の金融商品取引所に上場しているものに限りませう。
 - 6 国内の金融商品取引所に上場しているもの又は投資信託協会が前日の時価を発表するものに限りませう。
- （注）代用有価証券の代用価格の算出に用いる時価については、現行どおりの取扱いとなります。

以 上